

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点を配慮して障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を作成します。

#### (1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が障がい福祉サービスなどの必要な支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるように、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるように、障がい福祉サービス等を一元的に提供していきます。また、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、一層の周知を図ります。

#### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を継続するための支援の充実を図るとともに、障がいのある人の就労や職場定着を支援するために、サービス提供体制の整備と地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源の活用等を図っていきます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、住民団体等による法律や制度に基づかないインフォーマルな活動を支援し、障がいのある人を包摂した地域づくりに対し地域住民が主体的に取り組むための仕組みづくりを推進します。また、専門的な支援を必要としている人のために、各分野の協働を通じた総合的な支援体制の構築に向けた取り組みを計画的に推進していきます。

## (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する施策を踏まえるとともに、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることを理念として、「こども家庭庁設置法」が令和5年4月1日に施行され、障がいの有無にかかわらず児童支援への拡充がより一層求められています。

障がい児のライフステージに沿って、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

また、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるように、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

## (6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組みます。

## (7) 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」を踏まえ、障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保したりすることなどを通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮を図ります。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）」（読書バリアフリー法）を踏まえ、関係機関との連携を図りながら、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を計画的に推進するとともに、「上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用促進に関する条例（令和2年条例第21号）」（うえだ手話言語情報コミュニケーション条例）及び、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（令和4年長野県条例第14号）」（障がい者共生条例）などを踏まえながら、障がいのある方の社会参加の促進を図ります。

## 2 障がい福祉サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本理念を踏まえ、下記の点に配慮して目標を設定し、計画的な整備を行います。

- ① 必要とされる訪問系サービスの充実
- ② 障がいのある人等への希望する日中活動系サービスの充実
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 障がい児が身近な地域で暮らし成長できる支援の充実
- ⑥ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人などに対する支援体制の充実
- ⑦ 依存症対策の推進

## 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

相談支援の提供体制の確保に当たっては、1の基本理念を踏まえ、下記の点に配慮して目標を設定し、計画的な整備を行います。

- ① 相談支援体制の充実・強化
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障がいのある人等に対する支援
- ④ 自立支援協議会の活性化

## 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児支援の提供体制の確保に当たっては、1の基本理念を踏まえ、下記の点に配慮して目標を設定し、計画的な整備を行います。

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児への支援体制の整備
  - ア 重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援体制の充実
  - イ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児への支援体制の充実
  - ウ 虐待を受けた障がい児への支援体制の整備
- ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保